

掛川市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成31年2月18日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
14567	一色川平田左岸線	下垂木字平田1971-4 下垂木字平田1979-1	平成31年2月18日
18463	加島南2号南線	上西郷字加島335-1 上西郷字加島336-4	平成31年2月18日